

グローバル知財戦略フォーラム2016

B-2「オープン&クローズ戦略のための営業秘密管理・活用策」

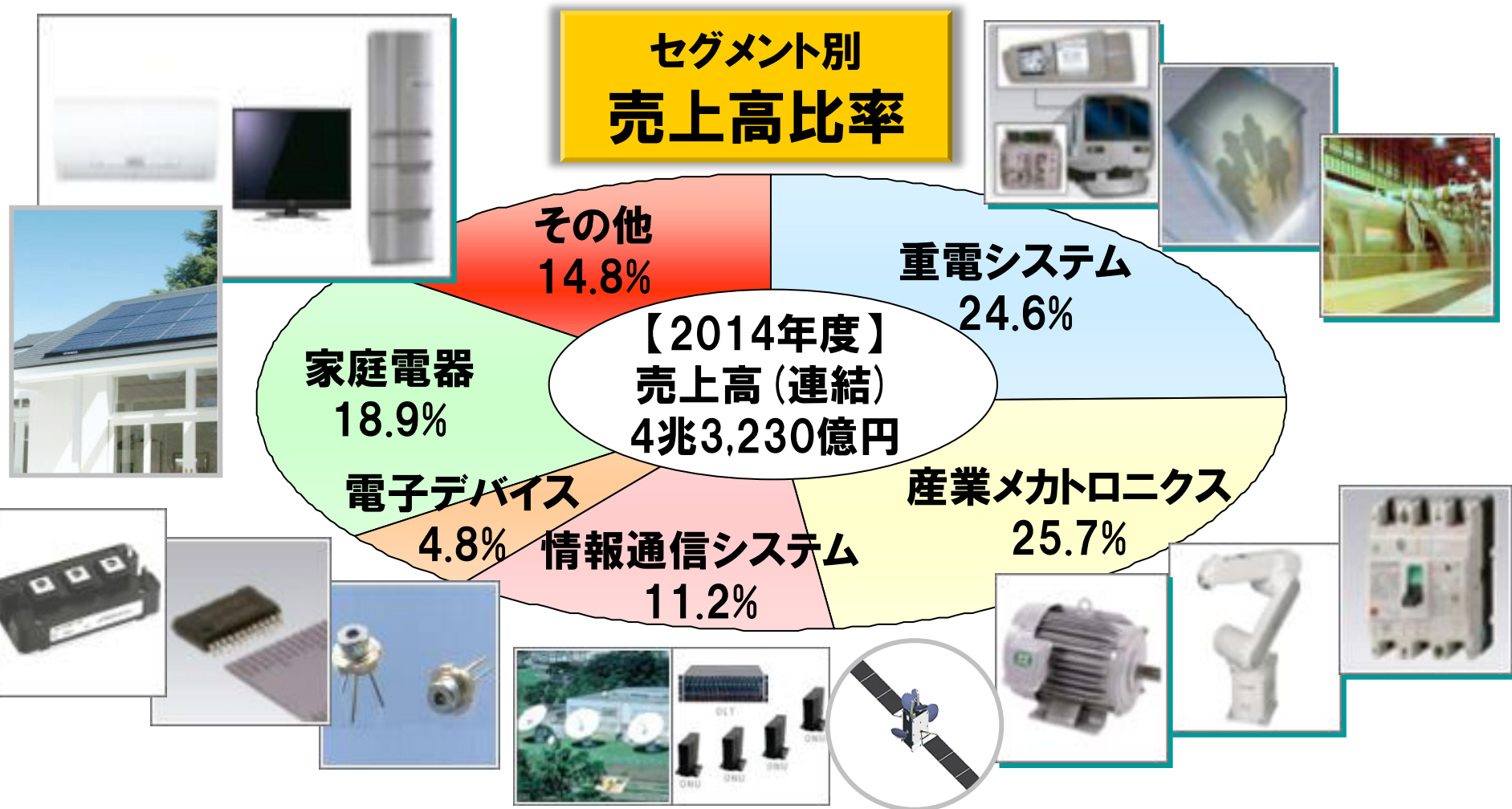
三菱電機のオープン&クローズ戦略に おける秘密情報管理について

2016年1月25日

知的財産センター長
木全 政弘

三菱電機株式会社

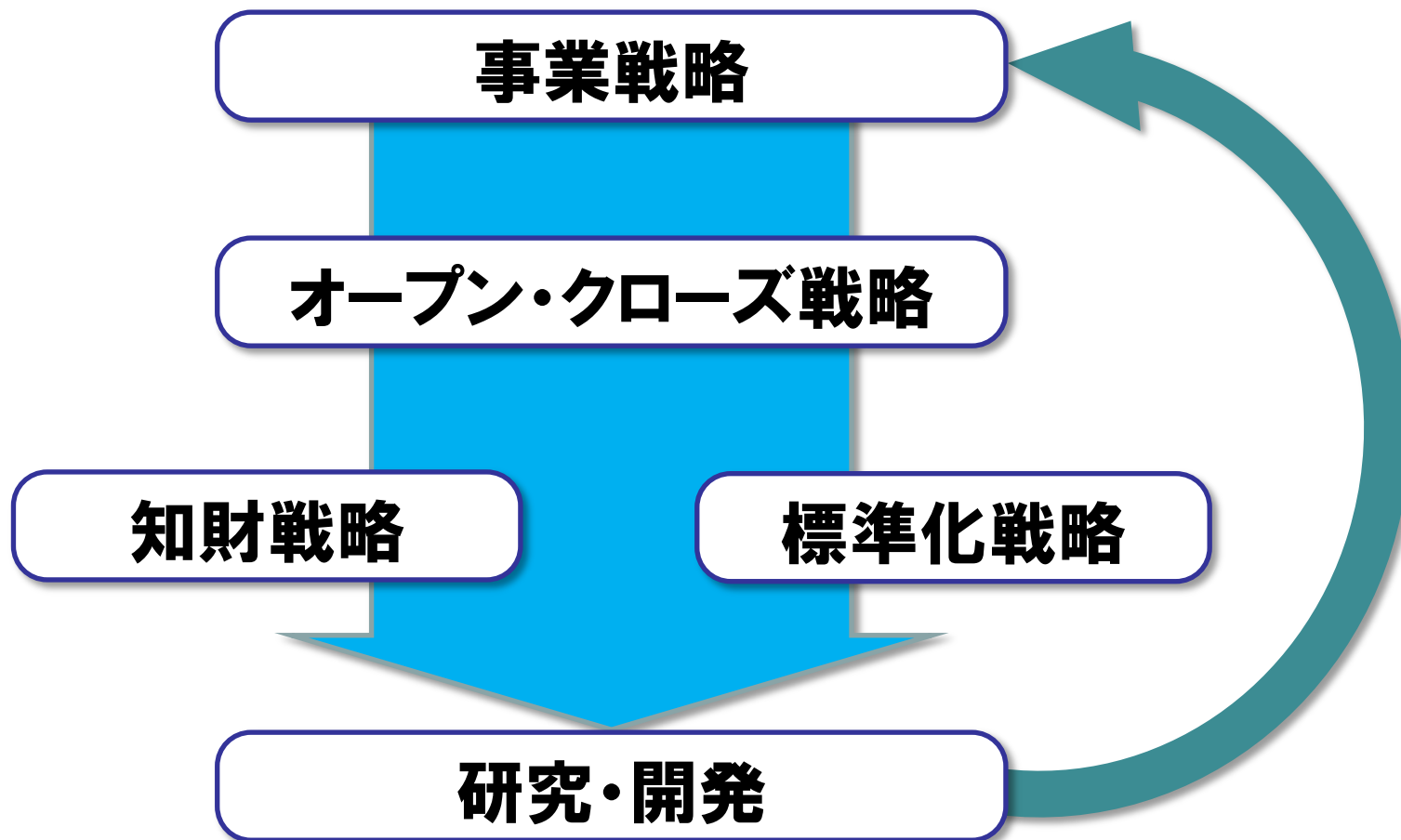
三菱電機グループの概要



シナジーを活かした強い電機・電子事業の複合体

Changes for the Better

オープン・クローズ戦略の考え方



オープン・クローズ戦略の考え方

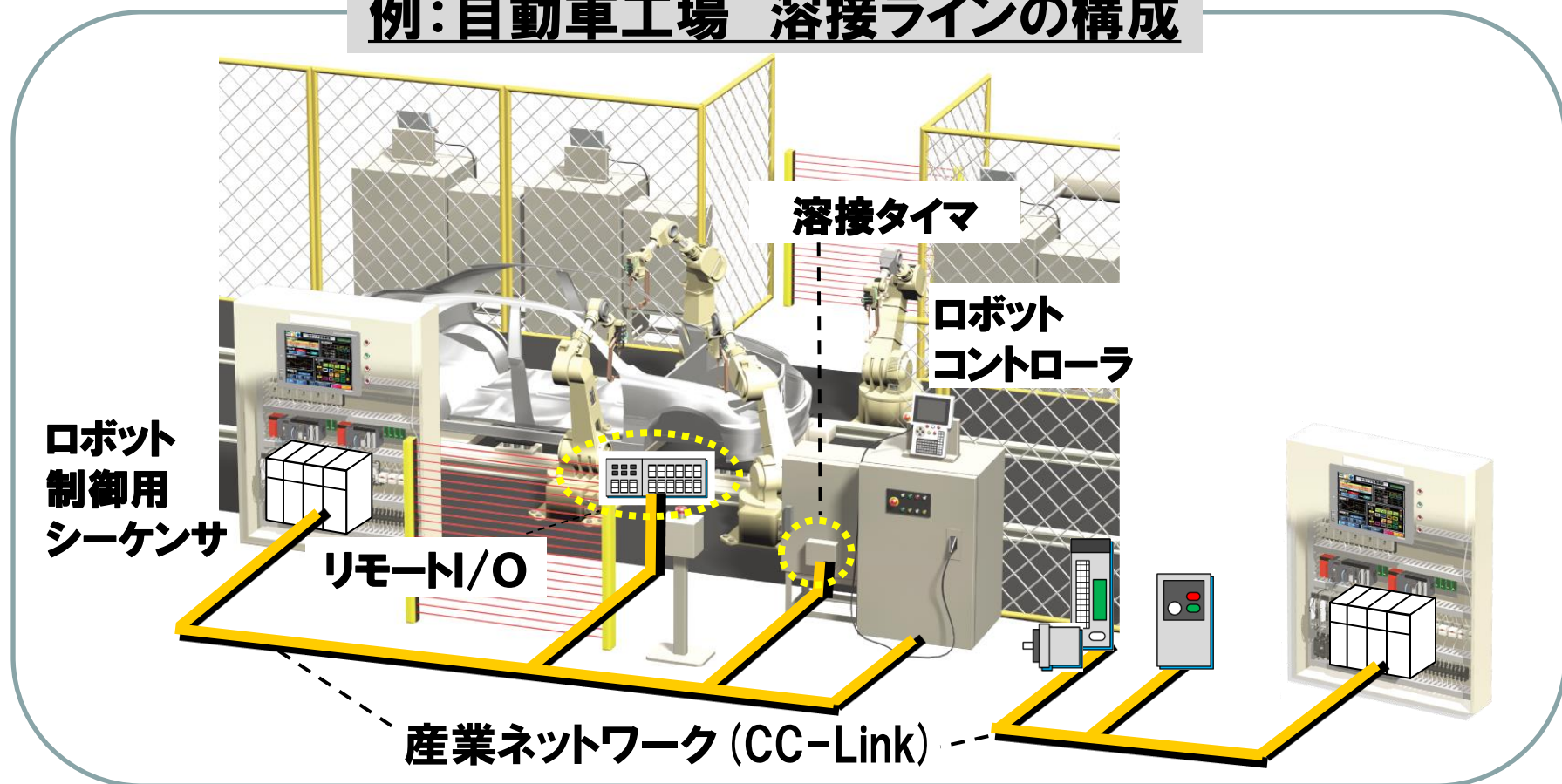


産業ネットワークの例

三菱電機のソリューション「CC-Link Family」

高信頼化、リアルタイム伝送を特徴とするネットワーク

例：自動車工場 溶接ラインの構成



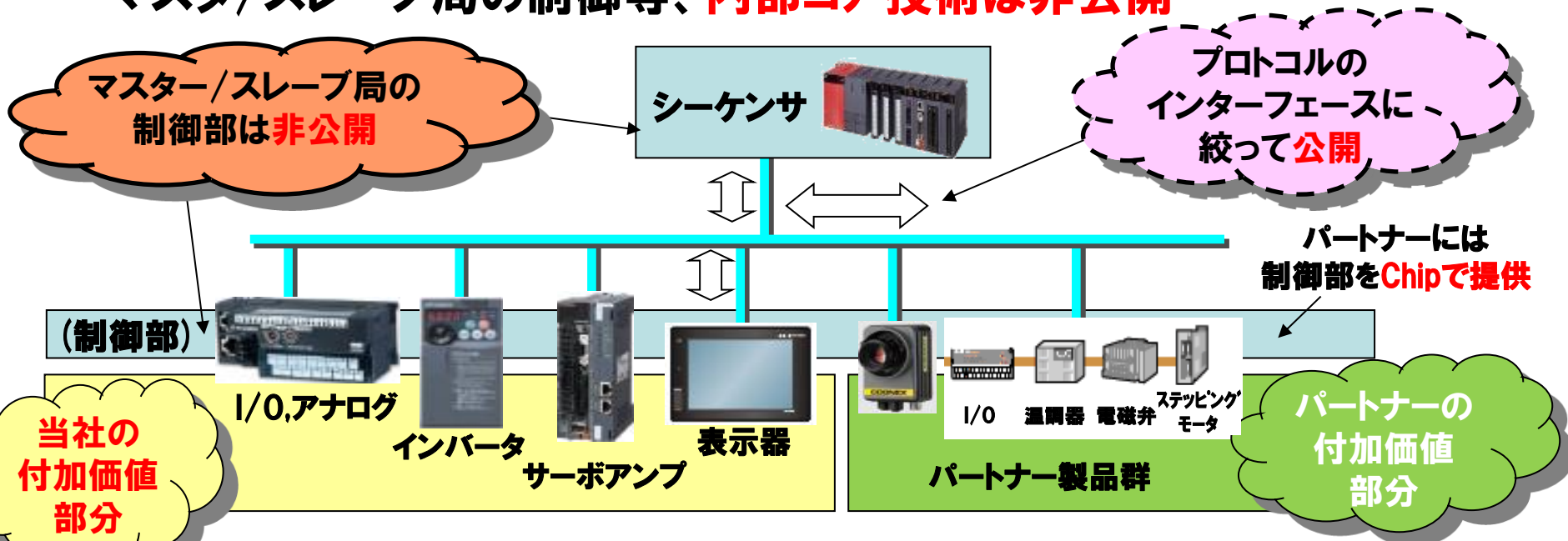
CC-Linkのオープン・クローズ戦略

1) インターフェイスに絞ったオープン化 [パートナー獲得手段]

- ・CC-Link製品開発に必要な**インタフェース技術のみ公開**
- ・標準必須特許として権利化(必要最小限、無償開放)

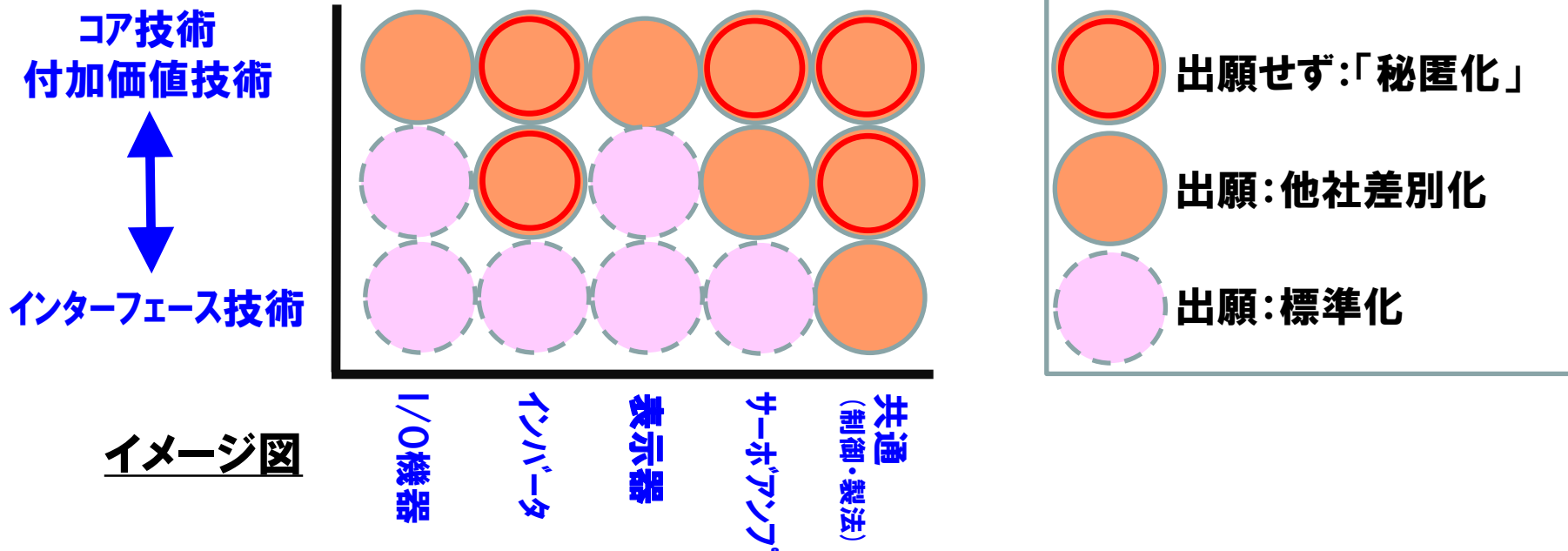
2) コア技術のブラックボックス化 [他社差別化手段]

- ・使い易さや高信頼化等、付加価値技術を周辺特許として権利化
- ・マスタ/スレーブ局の制御等、**内部コア技術は非公開**



オープン技術とクローズ技術の区分け

オープン技術とクローズ技術は発明者にとって隣接した技術

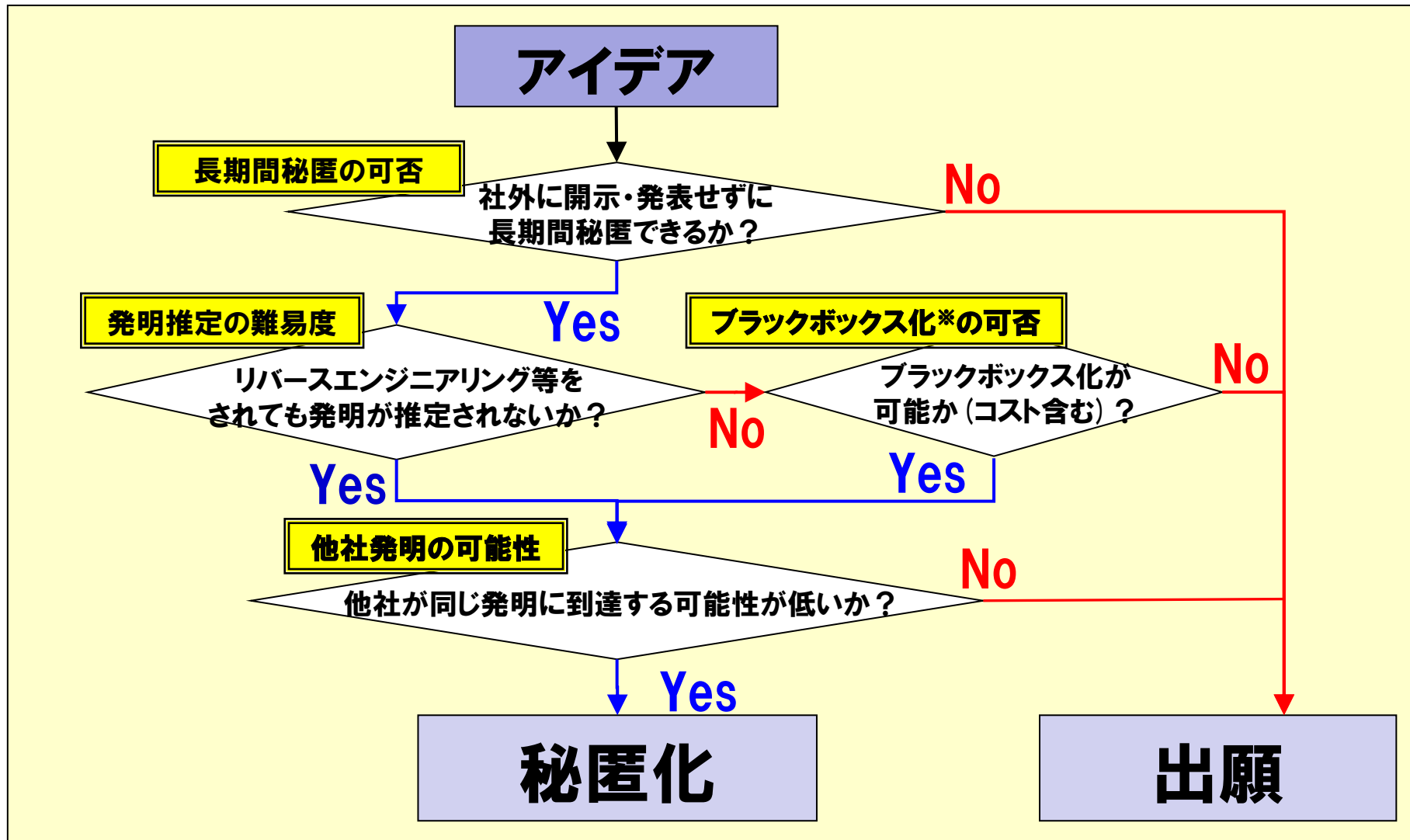


イメージ図

- ① 事業戦略に基づく、両技術の明確な区分けが必要
 - どの技術がオープン？ クローズ？
 - 区分けが不明確では、誤って技術流出する可能性あり
- ② 秘匿する技術はフラグを立てて厳密管理
 - 秘匿する **技術内容を文書化** して関係者で情報共有

出願/秘匿化 ガイドライン

対象技術の出願/秘匿化を判断するガイドライン(フロー)



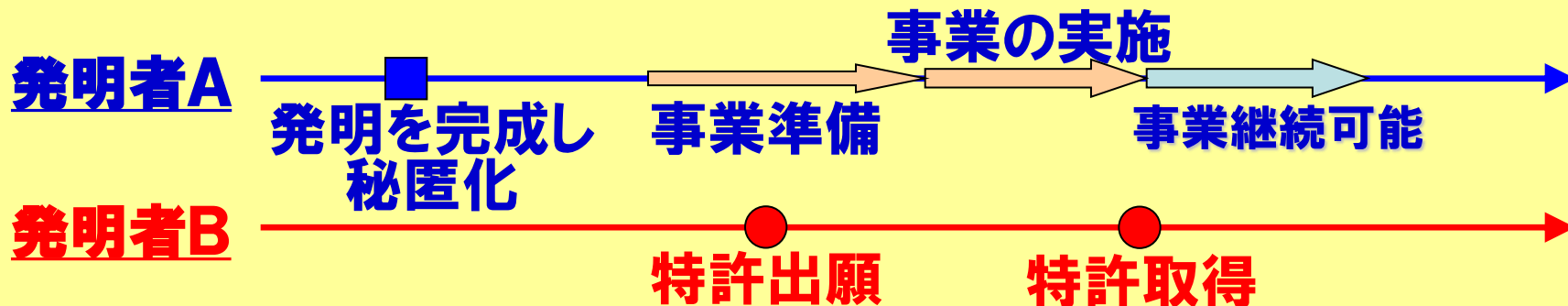
※ブラックボックス化: 当社の製品に対して、リバーエンジニアリングを困難にする技術的対策を施すこと

先使用権制度の活用

「秘匿化」を選択した技術は、先使用権確保も検討

先使用権とは

他者の特許出願時に、発明の実施である事業の準備（量産の準備）、もしくは、その事業（量産）をしていた者については、他者の特許権を無償で実施し、その事業を継続できる権利



- ・法律に定める要件を満たせば当然に発生する権利
- ・係争発生時の抗弁に利用

各国の先使用権制度

	先使用権を有するための要件	「発明の実施」の範囲	先使用権が及ぶ範囲
日本	<u>日本で</u> 、出願時に実施もしくは事業の準備をしていること	製造、譲渡、方法の使用等の他、輸入も含まれる	実施又は準備をしている範囲内 (同一性を失わない範囲で変更可)
中国	<u>中国で</u> 、出願時に実施もしくは事業の準備をしていること (出願時に実施・準備を中断していると不可)	製品の製造又は方法の使用でなければならず、 販売・輸入等は認められない	実施又は準備している行為と同一な範囲内(変更・ 規模拡大不可)
イギリス	<u>イギリスで</u> 、出願時に実施もしくは事業の準備をしていること	製造、販売他輸入も含むあらゆる行為が該当する	準備又は準備をしている行為と実質的に同一な範囲内
ドイツ	<u>ドイツで</u> 、出願時に実施もしくは事業の準備をしていること (出願時に実施・準備を中断していると不可)	製造、譲渡、方法等の他、輸入する行為も含まれる	準備又は準備をしている行為と実質的に同一な範囲内
フランス	<u>フランスで</u> 、 発明を認識し、所有していること	—	発明と均等な範囲内
米国	<u>米国で</u> 、出願日(優先日)もしくは開示のいずれか早い方から1年以上前に、商業的に使用していること	内部的使用、第三者との取引の他、販売前の当局への承認申請や実験施設での使用を含む	—

・各国で制度が異なっており、グローバル事業戦略と合致した先使用権確保が重要

まとめ

- オープン技術とクローズ技術は近接している
⇒ 事業戦略に基づく、両技術の明確な区分けが必要
- オープン・クローズ戦略に基づき、
「守るべき情報や技術はなにか？」を見極め、
秘匿する技術も文書化して共有することが重要
⇒ 「秘匿化による厳密管理」
「先使用权の確保」

ご清聴ありがとうございました

